

# 住民税非課税世帯等支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

**DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中<sup>※1</sup>でも受給できる場合があります**

- DV等で住民票のある住所地以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件 (DV保護命令と収入要件) を満たせば、一関市から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、一関市での**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

## 給付金の支給時期

一関市が申請書を  
**受理した日から1か月後**が目安です。

## 支給対象と申請期限

支給対象となる世帯は、DV等により、

- ・ 一関市内で避難している方
- ・ 一関市外から市内に避難している方

で、下のどちらかに当てはまる世帯

令和4年1月～12月の所得から算定される「**令和5年度住民税**」が、「**世帯全員非課税**」の世帯

令和5年1月～12月の期間に家計が急変し、「**住民税非課税相当の収入**」<sup>※2</sup>となった世帯

申請期限：令和5年10月31日(火)

申請期限：令和6年1月31日(水)

※2 住民税非課税相当の収入とは、世帯員一人ひとりの年収見込額 (令和5年1月～12月の以降の任意の連続した3か月間の収入×4倍) が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 (一関市の場合) 単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

支給要件の詳細や必要書類は裏面をご確認ください。

# 手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、お手続きください。

**Q 配偶者が一関市(または住所地)から給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？**

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、一関市から給付金を受給できます。

**Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？**

A ご自身と、共に避難した方の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

**Q 現在の住まいで受給するためには、どのような書類が必要ですか？**

A 一関市にご連絡いただき、「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等支援給付金申請書」をご提出ください。また、申請の際はDV等避難中であることを明らかにできる書類のコピーを添付してください。

## **DV等避難中であることを明らかにできる書類の例**（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

**！ 「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取に注意！**

自宅や職場などに県や市(の職員)などを語る**不審な**電話や郵便があった場合は、一関市や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)に御連絡ください。



## お問い合わせ

**国**  
内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター  
電話番号 **0120-526-145**  
受付時間 平日9:00~20:00

**一関市役所**  
一関市新型コロナ・物価高騰対策本部 生活支援班  
「住民税非課税世帯等支援給付金」担当窓口  
電話番号 **0191-21-8730**  
受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00